

意匠法改正をめぐる諸問題(1)

青 木 大 也

I はじめに

産業におけるデザインの重要性が叫ばれる中、特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）が成立し、意匠法の大幅な改正が行われることになった（以下、「本改正」という）¹²。本改正は一部を除き公布から1年を超えない範囲内での施行となっており、本稿執筆時の2019年9月現在は、それに備えて、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて、意匠審査基準に係る検討が行われている段階である。

本稿では、本改正の中でも特に注目される、画像の意匠に係る保護対象の拡大、建築物・内装デザインの保護、関連意匠制度の見直し、間接侵害の拡充等のテーマについて、現段階での検討を加えるとともに、今後生じらるであろう問題や議論のポイントなどを簡単に指摘することとしたい。

本稿の検討順序としては、まず本改正に至る経緯を確認したうえで、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討順序等に鑑み、関連意匠制度の拡充をまず検討し、その後、画像の意匠に係る保護対象の拡大、建築物・

¹ 本改正の全体的な解説として、大須賀滋「意匠法の改正」知財ぷりずむ17巻201号(2019)23頁、林美和「保護対象を大幅拡充〔特集〕2019年通常国会改正法の影響度」ビジネスロージャーナル2019年9月号(2019)20頁、麻生典「意匠法改正—デザイン保護の拡大」法学教室469号(2019)65頁がある。

² なお、煩雑を避けるため、条文番号については原則本改正後の条文を指すこととし、必要に応じて新旧、あるいは「現行の」といった文言を付する形で、本改正の前後を区別することがある。

内装デザインの保護と、間接侵害の拡充及びそのほかの点について触れることとしたい。

II 本改正の経緯

1 『デザイン経営』宣言

本改正における意匠法関係の部分を考えるに当たっては、経済産業省と特許庁の立ち上げた「産業競争力とデザインを考える研究会」の報告書である『デザイン経営』宣言（平成30年5月）³に遡る必要がある⁴。

『デザイン経営』宣言⁵では、ブランドの構築に資するデザインとイノベーションに資するデザインという二つの側面から、デザインの役割について論じられている。そして、そのようなデザインを活用した経営手法をデザイン経営と呼び、その推進のための施策について、5つの切り口からの政策提言がまとめられている。このうち意匠法との関係では、「意匠法の改正」とのタイトルの下、「デザインの役割が、①ブランド構築のた

³ https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180523001_01.pdf (2019/9/30閲覧)。

⁴ なお、「産業競争力とデザインを考える研究会」における議論は非公開となっていることから、『デザイン経営』宣言に至るまでの具体的な検討内容については、議事要旨と配布資料を除き明らかではない。『デザイン経営』宣言については、久保田大輔「産業競争力のデザインを考える研究会報告書『デザイン経営』宣言』について」特許研究66号(2018)87頁も参照。

⁵ 『デザイン経営』宣言1頁では、以下のような説明がある。「デザインは、企業が大切にしている価値、それを実現しようとする意志を表現する営みである。それは、個々の製品の外見を好感度の高いものにするだけではない。顧客が企業と接点を持つあらゆる体験に、その価値や意志を徹底させ、それが一貫したメッセージとして伝わることで、他の企業では代替できないと顧客が思うブランド価値が生まれる。さらに、デザインは、イノベーションを実現する力になる。なぜか。デザインは、人々が気づかないニーズを掘り起こし、事業にしていくなかで、営みでもあるからだ。供給側の思い込みを排除し、対象に影響を与えないように観察する。そうして気づいた潜在的なニーズを、企業の価値と意志に照らし合わせる。誰のために何をしたいのかという原点に立ち返ることで、既存の事業に縛られずに、事業化を構想できる」。

めのデザイン＝企業の持つ哲学・美意識を表現するもの、②イノベーションのためのデザイン＝顧客に内在する潜在的ニーズ、事業の本質的課題を発見、技術と併走し課題解決を行うもの、③製品・サービスのコンセプト、外観、機能性、UIを含む顧客体験の品質を向上させるものとなったことを踏まえ、新技術の特性を活かした新たな製品やサービスのためのデザインや、一貫したコンセプトに基づいた製品群のデザインなど、その保護対象を広げるとともに、手続きの簡素化にも資するよう、意匠法の大幅な改正を目指す」と述べられている⁶。

『『デザイン経営』宣言』には別紙「産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」(以下、「別紙」という)⁷が付属しており、目指すべき具体的な意匠法改正の内容について述べられている。ここでは追加を検討すべき意匠法の保護対象として、「画像デザインの保護」、「空間デザインの保護」との項目が挙げられ、また「ブランド形成に資するデザインの保護」と題して、「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護」(後に関連意匠制度の拡充として結実する)と意匠権の存続期間の延長が指摘されている。さらに、「意匠権を取得するための手続要件の簡素化」と題して、一意匠一出願原則、「意匠に係る物品」の欄の記載、図面等の記載要件の各緩和が、検討されるべき課題として提示されている。

以上のように、本改正の後の産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会での議論に至る前に、『『デザイン経営』宣言』及び「別紙」において、改正すべき事項として相当程度具体的な示唆が行われていた点に留意する必要がある。

また、『『デザイン経営』宣言』において、意匠法の改正を目指すべき根拠として、「ブランド構築のためのデザイン」に言及している点にも留意する必要がある。従来、意匠法の活用による結果として、企業等のブランド構築に資することはあったと思われるが、意匠法改正の目的の一要素と

⁶ 『『デザイン経営』宣言』11頁。この点につき、峯唯夫『『デザイン』と『意匠法』—『デザイン経営』に資する『意匠法』を考える契機として』パテント71巻12号(2018)5頁も参照。

⁷ <https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180523002/20180523002-2.pdf> (2019/9/30閲覧)。

してブランド構築が語られ、実際の改正項目の中でも、特に「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護」と意匠権の存続期間の延長を行うべき具体的な根拠として、ブランド形成に資することが明記されたことは、従来表立ってはあまり見かけない方向からの議論であるように思われる⁸。もちろん、この点をどこまで強く意識するかは、意匠法の法目的や意匠法に期待される役割等、本質的な議論とも関連するものであろう。

2 「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」

『『デザイン経営』宣言』を承けて、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会では、「別紙」において示唆された内容のうち、法改正ではなく審査基準等に対応すべきと考えられた図面等の記載要件に係るもの⁹を除く全ての項目について、検討課題として取り上げ、議論を行った。議論の対象については、平成30年8月の第6回委員会（本改正に係る初回の審議が行われた回の委員会）において配布された、「意匠制度の見直しの検討課題について」¹⁰と題する資料においてまとめられている（以下、「検討課題」という）。

また、意匠制度小委員会での議論の過程において、「別紙」では取り上げられていなかったものの、今回の改正において対応すべき事項として、創作非容易性の水準の引上げ、組物の部分意匠の導入、間接侵害規定の拡充、手続救済規定の拡充という4点が挙げられ、これらの点についても追加的に検討が行われた。

その結果、平成31年2月に、「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」と題する報告書が公表された（以下、「報告書」という）。この「報告書」が、本改正に直接結びついたものであり、その詳細な内容

⁸ 学説上の議論として、例えば、水谷直樹「意匠制度の改革へ向けての今後の課題」特許研究51号(2011)14頁。

⁹ この点については、意匠審査基準ワーキンググループにおいて並行して検討が進められ、報告書である「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂について」（平成30年10月）が公表されている。

¹⁰ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/06-shiryu/03.pdf (2019/9/30閲覧)。

については各項目において触れることとするが、意匠制度小委員会での議論を経て、結果として、『『デザイン経営』宣言』及び「別紙」において指摘された改正提案に係る事項の多くを反映するものとなっている。

Ⅲ 関連意匠制度の拡充について

1 はじめに

以上のように、「報告書」では、意匠制度小委員会での議論の結果として、「別紙」において指摘された事項の多くが反映されている。そのうち、「別紙」において、「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護」として提案されていたことについて、本改正では既存の関連意匠制度の拡充という形で対応することとし、関連意匠に関する中心的な規定である10条をはじめ、大幅な改正がなされた。以下では、その趣旨及び具体的な条文の理解、さらにその課題等について述べたい。

2 関連意匠制度の拡充の趣旨

この発端となった「別紙」は、デザイン手法の変化に鑑みた「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護」の必要性を指摘し、またそれを検討するに当たって、現行の関連意匠制度の問題点として、関連意匠に係る意匠登録出願の時期的制限（現行10条1項）を指摘していた。そのうえで、「最初に出願されたデザインが公開された後であっても意匠登録をすることができるよう」にするための方策を検討するよう提案されていた。

これを承けた意匠制度小委員会においては、マツダ株式会社のプレゼンテーション¹¹等を踏まえつつ、上記出願期間の延長のほか、デザインコンセプトの保護ニーズの高まりに鑑み、（現行10条3項において禁止されている）関連意匠のみに類似する意匠の登録解禁も議論された¹²。

その結果、「報告書」においては、「近年、一貫したコンセプトに基づく

¹¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/07-shiryuu/04.pdf (2019/9/30閲覧)。

¹² 前掲「検討課題」31頁。

デザイン開発が盛んとなる中で、同一のコンセプトに基づき、長期間にわたってモデルチェンジを継続的に行う企業が増えている」こと、及び「製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく開発手法も増加しており、関連意匠にのみ類似する意匠についても保護ニーズが生じている」ことを根拠に¹³、上記二点についてこれを承認するとともに、具体的な立法に係る骨格として、いくつかの点が指摘された¹⁴（この点は後ほど各条文について説明する際に述べる）。

3 関連する本改正の概要

上記「報告書」を踏まえ、本改正では関連意匠制度について大幅な改正がされた。以下では重要性に鑑み、関連意匠制度の中核をなす10条の規定を中心に、検討を加える。

(1) 先後願関係について

現行の関連意匠制度は、先後願関係を規律する9条の例外として用意されたものであったが¹⁵、本改正もその側面を維持しつつ、この点に係る拡充を行っている。まず、おおもととなる本意匠と関連意匠との先後願の関係を規律するのが、10条1項である。この条文では、現行の10条1項と異なり、本意匠の意匠登録出願の日から10年間、9条1項・2項の適用なく関連意匠の意匠登録出願が可能であることが明らかにされており、関連意匠制度に関する本改正の趣旨の一つである、関連意匠に係る出願期間の延長を反映したものである。もっとも、関連意匠の出願可能な時期が、上記の通り本意匠の意匠登録出願の日から10年間という期間に限られた理由について、「報告書」では、「企業のニーズ等も踏まえつつ」と述べるに留まっている¹⁶。

また、ただし書において、本意匠に係る意匠権が存続している場合に限りに、関連意匠の登録が認められる点も明らかにされている。これは、「本

¹³ 前掲「報告書」7頁。

¹⁴ 前掲「報告書」7-9頁。

¹⁵ 茶園成樹編『意匠法』（有斐閣、2012）150頁[松本尚子]。

¹⁶ 前掲「報告書」7頁。

意匠の意匠権の消滅後も関連意匠の登録を可能とすると、一度パブリックドメインとなった権利が復活することになるため、第三者の予見可能性が制限されるおそれがある」ことに鑑み¹⁷、関連意匠に係る意匠権の設定登録の際に、本意匠に係る意匠権が消滅していた場合には、第三者の予測可能性の観点から、関連意匠に係る意匠権の設定登録を認めないこととしたものであり、「報告書」においても示唆されていたところである¹⁸。

また、4項において、関連意匠にのみ類似する意匠について、その後の連鎖する場合も含めて関連意匠としての登録が解禁されたことが明らかにされており、関連意匠制度に関する本改正のもう一つの趣旨を反映したものであるとともに、同項は本改正によって廃止される現行の3項と対をなすものと言える¹⁹。そして7項において、基礎意匠（おおもとに当たる最初に選択した本意匠。7項括弧書き参照。）に係る関連意匠同士にあっても、9条の適用を行わないということが明らかにされており、基礎意匠を中心とした一つのグループとしての意匠群を保護することを可能にしている²⁰。なお、5項により、連鎖する関連意匠の出願可能な期間について

¹⁷ もちろん、本意匠と全く同一の関連意匠が登録されることはないが、消滅した本意匠に類似する関連意匠の登録を認めるとなると、その本意匠を含む重複範囲において実質的に本意匠に係る権利の復活を認めることとなりかねないという趣旨と考えられる。

¹⁸ 前掲「報告書」7頁。

¹⁹ 関連意匠にのみ類似する意匠に係る登録解禁については、既に田村善之『知的財産法(第5版)』(有斐閣、2010)380頁にて言及されていた。また平成29年度日本弁理士会意匠委員会「関連意匠制度に関する提言」パテント71巻12号(2018)38頁も参照。

²⁰ なお、本意匠(基礎意匠)Aと関連意匠B、及び、AにもBにも類似する、関連意匠Bを本意匠とする関連意匠Cがあったとすると、条文上、Aとの関係でCが9条の適用を受けない旨は明らかでない(Cは基礎意匠であるAとも類似し、関連意匠であるB「にのみ」類似する意匠ではないためである。ちなみに、CがAを本意匠とする関連意匠であれば、AB、AC間は1項で、BC間は7項により処理されよう)。しかし、関連意匠制度に関する本改正の趣旨からすれば適切ではなからう。意匠審査基準ワーキンググループでの議論においても、おそらく10条1項・4項・7項の解釈として、関連意匠Cの登録を認めている。第16回意匠審査基準ワーキンググループ配布資料「改訂意匠審査基準『関連意匠』関連部分(案)」3.5 参照

も、基礎意匠の意匠登録出願の日から10年間の規律に服することとなる。その結果、1項の規定と合わせ、本改正により認められた関連意匠の意匠登録出願は、全て基礎意匠の意匠登録出願の日から10年間のうちに終える必要があるということになる。また、連鎖する関連意匠にあっても、4項による1項の読み替えにより、本意匠に係る意匠権の存続が要件となるが²¹、直接の本意匠たる関連意匠以外の基礎意匠等に係る意匠権の存続は要件とされない。これは連鎖する関連意匠の意匠登録出願に際して、直接の本意匠たる関連意匠以外の基礎意匠等に係る意匠権の存続も要件とすると、それ自体としては登録を維持する必要性がない場合にも、後続の連鎖する関連意匠のためにその登録を維持する必要性が生じ、無駄なコストを出願人に強いることとなってしまうためであるとされる²²。

(2) 新規性喪失の例外等について

次に、既に述べたように、関連意匠の出願期間が延長されたことに伴い、関連意匠の新規性を失わせしめるような事態が考えられる。典型的には、

(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/document/16-shiryuu/06.pdf (2019/9/30閲覧))。この問題は、改正前の10条3項に関する「にのみ」の解釈について、「関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう」(意匠審査基準73.1.3)とされていたことに関連しよう。確かに、改正前においては、仕組みも単純であり、改正前の10条1項・4項と整合的に考えれば、上記の理解は不当とは言えないであろう(ただし、本来は実体面の類似性の問題と、手続面の本意匠とできるか否かという問題とを区別して規定するべきであると考えるが)。もっとも、本改正後にあっては、他の条項も複雑化したうえ、10条4項ではネガティブな形ではなく、ポジティブな形で同じ「にのみ」の文言が使われており、結論に差が生じないようにすることはできるにしろ、各規定の文言を整合的に理解しようとする、かなり難儀するよう見受けられる。筆者としては、改正前の10条3項を廃止し、1項の解釈として関連意匠であっても(前に連鎖する意匠との類似性を問わず)他の関連意匠の(相対的)本意匠になり得ることを読み込む形で改正が望ましかったのではないかと考えている。

²¹ その趣旨については1項の場合と同様である。前掲「報告書」8頁参照。

²² 前掲「報告書」8頁参照。

「別紙」において指摘されていたように²³、本意匠の意匠登録公報が発行され、それと類似する後発の関連意匠の新規性が失われる（3条1項3号）場合が想定される²⁴。また、「報告書」において指摘されていたように、「本意匠の意匠公報発行後に関連意匠を出願する場合、本意匠の権利者が既に実際に自社製品等を製造・販売することにより本意匠を実施している場合」も想定される²⁵。関連意匠の出願期間を延長する以上は、その趣旨を全うするため、同時に少なくとも上記のような場合に備え、新規性喪失の例外に関しても手当てををする必要が生じる。すなわち、関連意匠制度は、新たに新規性喪失の例外としての側面も有することとなったのである。

この関連意匠制度のための新規性喪失の例外を定めるのが10条2項であり、また連鎖する関連意匠について同旨を定めるのが8項である。具体的に、2項を例にとると、条文では「第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす」とされており、①公知（3条1項1号・2号該当）となった「自己の意匠」が存在し、②当該「自己の意匠」のうち、本意匠と同一又は類似の意匠について、後願関連意匠に係る意匠登録出願において、公知意匠（引例）として扱わないとするものである。上記改正の趣旨との関係で言えば、公知となった「自己の意匠」の解釈において、先願たる本意匠の意匠登録公報掲載の意匠や、本意匠に係る自己実施された意匠が含まれることを前提に、そのほかにどのようなものが含まれるかが、問題となろう。

関連して10条3項についても検討する。例えば部品の本意匠Aを意匠登録出願後、その部品を（外観で認識できる状態で）組み込んだ完成品意匠Bを意匠登録出願し、その後部品の本意匠Aに類似する後願関連意匠Cの意匠登録出願をした場合、関連意匠Cについて、本意匠Aとの関係では、先後願（10条1項）及び新規性等（10条2項）の問題が生じない。また、

²³ 前掲「別紙」3頁。

²⁴ 平成29年度日本弁理士会意匠委員会・前掲注19)36頁も参照。

²⁵ 前掲「報告書」7頁。

完成品意匠Bとの関係でも、関連意匠Cに係る意匠登録出願が完成品意匠Bに係る意匠登録公報発行前であれば、3条の2ただし書によって、拒絶理由を回避できることになる。さらに、関連意匠Cに係る意匠登録出願が完成品意匠Bに係る意匠登録公報発行後であった場合でも、今度は公知の完成品意匠Bのうち、関連意匠Cに相当する部品である本意匠Aを「自己の意匠」と整理し、それが公知になったものと考え、Cとの関係で完成品意匠Bに含まれるC相当の部品であるAを引例から排除することができる(10条2項)と考えられることから、同じく公知意匠Bの存在は関連意匠Cに係る意匠登録出願の妨げにはならないと解されることになる。以上の点は、部分意匠と全体意匠との関係においても同様に成り立つであろう。問題が生じるのは、Bに係る意匠登録出願が秘密意匠に係るものであった場合である。この場合、3条の2をそのまま適用すると、Cに係る意匠登録出願が、Bに係る意匠登録出願から(Bに係る内容の掲載されていない)Bに係る第一の意匠登録公報発行前までの期間であれば、3条の2ただし書によって意匠登録を受けることができ、また、秘密期間経過後の(Bに係る内容の掲載されている)Bに係る第二の意匠登録公報(20条4項参照)発行後であれば、10条2項に基づき意匠登録を受けられるのに、上記の間の期間については、3条の2により、関連意匠Cについて意匠登録を受けることができないという帰結となってしまう。しかし上記の通り、その前後の期間は登録を受けられることからすると不合理な帰結であり、それを避けるために用意されたのが、10条3項と考えられる。

(3) 存続期間等について

関連意匠に係る意匠権の存続期間は、その出願時期や本意匠如何に拘らず、基礎意匠の意匠登録出願の日から25年で終了することとされた(21条2項)²⁶。したがって、関連意匠が基礎意匠と類似しているか否かに拘らず、全ての関連意匠は、基礎意匠の存続期間に従うことになる。この点について「報告書」では、本意匠と関連意匠との関係におけるのと同様であると

²⁶ なお、本改正によって、意匠権の存続期間が意匠登録出願の日から25年間に延長されている(21条1項)。

述べるに留まっている²⁷。

そのほか、専用実施権に係る規制や、移転に係る規制等、関連条文に修正が加えられている。

(4) 第三者との関係等

なお、先述の(1)先後願関係、(2)新規性喪失の例外に共通するが、あくまで自己の意匠登録出願、あるいは「自己の意匠」との関係を規律するものに過ぎず、第三者による意匠登録出願や第三者の公知意匠との関係において、何らの効果を発揮するものでもない²⁸ことも、指摘しておく必要がある。

また、当然ながら関連意匠制度は我が国における規律に過ぎず、諸外国での出願に際しては注意が必要である。

4 本改正に関する課題

以下では、現時点で考え得る、関連意匠制度に関しての本改正に対する疑問や課題について、簡単に言及する。

(1) 立法論として

① 関連意匠に係る意匠登録出願期間の制限について

本改正においては、関連意匠に係る意匠登録出願期間について、全ての関連意匠が、基礎意匠の意匠登録出願から10年間の制限に服することとなっており、それは既に述べたように、「企業のニーズ等も踏まえつつ」定められたものとなっている²⁹。

上記のことからもわかる通り、この点は、本改正を行うに際しての理論的な制限ではなく、政策的な制限に過ぎず、したがって、その後の状況の変化や企業のニーズによっては、10年以上の意匠登録出願期間を認めるべ

²⁷ 前掲「報告書」9頁。

²⁸ 前掲「報告書」8頁、9頁。

²⁹ この点に関連して、意匠制度小委員会におけるマツダ株式会社のプレゼンテーション資料 (https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/07-shiryu/04.pdf (2019/9/30閲覧)) も参照。

きということにもなり得るように思われる³⁰。

なおこの点、ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、意匠の保護の存続期間は原則15年と定められている（同協定17条3項）。本改正下では、意匠権の存続期間は意匠登録出願から25年間となっているため、10年以上の関連意匠に係る意匠登録出願期間を認めると、結果としてその関連意匠に係る意匠権の存続期間が15年を切ってしまうおそれを懸念することも考えられる。しかし、ハーグ協定ジュネーブ改正協定における存続期間の定めは、通常の意味に係る存続期間と解釈すれば、特殊な事情でユーザーの利益のためにいわば恩恵的に保護される関連意匠について、同様の存続期間を保証すべき必要性はないように思われる。そのため、当該ハーグ協定ジュネーブ改正協定の規定を根拠に、10年以内の出願期間を定める必要はないと思われる³¹。

② 関連意匠に係る意匠権の存続期間について

関連意匠に係る意匠権の存続期間は、基礎意匠に連なる全ての関連意匠につき、基礎意匠に係る意匠登録出願から25年間とされている（21条2項）。既に述べたように、この点についての趣旨は必ずしも明らかではなく、通常の本意匠と関連意匠との関係におけるのと同様であるとの整理がされているようである。

もともと、関連意匠に係る意匠権の存続期間を、本意匠に係る意匠権の

³⁰ なお、平成18年改正時、関連意匠に係る意匠登録出願の期間制限を緩和するに際し、「本意匠が公報発行によって公知となった後も、長期にわたる関連意匠の後日出願を認めることとすると、関連意匠が出願されるまでの期間中に、類似する他人の出願意匠や公知意匠が介在して後日出願に係る関連意匠との間で抵触する可能性が高まり、第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増加が懸念される」ことを理由に、本意匠の公報発行までと定めていた（特許庁総務部総務課制度改正審議室編『平成18年意匠法等の一部改正 産業財産権法の解説』（発明協会、2006）28頁）。本改正は、関連意匠に係る意匠登録出願期間をさらに政策的に拡張したことになる。上記のようなクリアランス負担や紛争の抑止の観点も、政策的考慮に当たった要素の一つとなろう。

³¹ 田村善之「意匠法—これまでの改正の経緯と今後の展望」第45回RCLIP研究会（2019）における報告資料を参照。

存続期間に従属させた趣旨は、両者の重複する権利範囲について、その保護が実質的に延長されてしまうことを避けるためであるとされている³²。この趣旨が直接及ぶのは、例えば基礎意匠Aと関連意匠Bとの間に限られるのであって、関連意匠にのみ類似する関連意匠Cは、基礎意匠Aと類似しない以上、基礎意匠Aとの関係で上記の趣旨は及ばないように思われる。したがって、基礎意匠に連なる全ての関連意匠につき、基礎意匠に係る意匠権の存続期間に従属させる必要はないと考えられる³³。この点は、関連意匠に係る意匠権は通常の(本)意匠に係る意匠権と同等の価値を有するとの原則論とも整合的であろう³⁴。上記の例の場合で、関連意匠にのみ類似する関連意匠Cとの関係で問題となるのは、関連意匠Cとの関係で本意匠に該当する関連意匠Bとの重複する権利範囲について、その実質的延長を阻止する必要があるということであろう。

そのため、理論上は、関連意匠に係る意匠権の存続期間は、その相対的な本意匠に係る意匠権の存続期間(仮にこれがさらにその前に連鎖する本意匠との関係で制限されるのであれば、仮想的に独立して保護されたとした場合の存続期間を想定することになる)に従属させるというのが、素直な解決だったのではないだろうか³⁵。ただし、上記のような手法を採用する場合、非常に複雑な運用となることも予想されるため、政策的に基礎意匠に係る存続期間に全て従属させるということが考えられたのではないかと思われる。

③ 10条3項について

細かい点ではあるが、本改正にて新設された3項についても触れておきたい。同項の趣旨については既に述べたところであるが、要するに、引例

³² 特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(第20版)』(発明推進協会、2017)1206頁参照。

³³ 田村・前掲注31)「意匠法—これまでの改正の経緯と今後の展望」における報告資料参照。

³⁴ 特許庁編・前掲注32)1179-1180頁参照。

³⁵ もっとも、さらに先行するほかの関連意匠とも類似してしまう場合等が想定されるとすると、このような解決では不足ということになる。

となり得る完成品意匠等が秘密意匠である場合に、その第一公報発行前と第二公報発行後に出願すれば後願関連意匠の登録が受けられることを前提に、その間の期間でも意匠登録を受けられるようにするための規定と考えられる。

ところで、3(2)で同項を検討する際に触れた事例を変えて、例えば部品の本意匠Aを意匠登録出願後、それと類似しない部品意匠Zを(外観で認識できる状態で)組み込んだ完成品意匠Bを意匠登録出願し、その後部品の本意匠Aに類似する後願関連意匠Cの意匠登録出願をした場合であって、意匠Zと意匠Cも類似するケースを想定する。この場合、関連意匠Cについて、本意匠Aとの関係では先後願及び新規性等の問題が生じない点は変わらない。また、完成品意匠Bとの関係でも、関連意匠Cに係る意匠登録出願が完成品意匠Bに係る意匠登録公報発行前であれば、3条の2ただし書によって、拒絶理由を回避できることになる点は変わらない。ところが、関連意匠Cに係る意匠登録出願が完成品意匠Bに係る意匠登録公報発行後であった場合、10条2項は適用できない。なぜなら、本意匠Aと、完成品意匠Bに組み込まれた部品意匠Zが類似しないためである(条文上、本意匠と同一又は類似する意匠についてしか、新規性喪失の例外の適用を受けられない)。したがって、公知となった完成品意匠Bに組み込まれた部品意匠Zを引例として、関連意匠Cに係る意匠登録出願は、新規性欠如を理由に拒絶されることになる。

以上の帰結を前提に、完成品意匠Bについて秘密意匠の請求がされていた場合を考えると、第一公報発行前は変わらず後願関連意匠Cの意匠登録が受けられるが、第二公報発行後は10条2項の適用はなく、後願関連意匠Cの意匠登録は受けられないことは上記の通りであって、当初想定された3項の趣旨が及ばない事態となる。しかし文言上、この場合でも、その間の期間については同項の適用が可能であると思われ(上記の例で言えば、2項のように本意匠Aと公知部品意匠Zが類似していることが条文上要求されないためである)、そうであるとすると、上記のようなケースでは、完成品意匠につき秘密意匠として出願しておくほうが、後願部品関連意匠の登録可能性を維持できるということになろう。とはいえ、既に述べたように、上記のようなケースは同項の趣旨が当てはまるものではなく、そのほかに秘密意匠制度との関係で単に関連意匠であるというだけで特別扱

いをすべき合理的な理由も見出せそうにない。加えて、いたずらに秘密意匠制度の利用を促すような運用は避けるほうが望ましいと考えられることからしても、本来、立法論としては、3項は上記の趣旨が及ぶ場面に限定して規定されるべきであったと考えられ、また解釈論としても、同項については、あくまでその趣旨に沿う範囲で限定的に解釈されるべきではないかと考える。

(2) 解釈論として

関連意匠制度に係る本改正における最大の論点は、公知となった「自己の意匠」の範囲であろう³⁶。先述の本改正の趣旨からして、自己の先願本意匠やその実施意匠については「自己の意匠」に含まれることとなるだろうが、どのような概念と理解するべきであろうか³⁷。この問題については、意匠審査基準ワーキンググループでも検討が進められているところであるが、さしあたって以下の点について指摘しておきたい。

①「自己の意匠」に関する原則

条文上、「自己の意匠」とのみ規定し、自己が創作したことや、意匠登録出願をしたこと、自己が公知にしたこと、自己が実施したこと等が要件となっていないことに留意する必要がある。また実質的に見ても、例えば、意匠権取得後に第三者にライセンスして実施させた結果公知になったとしても、織り込み済みと考えられる自己実施の場合と同様、(意匠公報掲載に係る公知とともに)それは公知になった「自己の意匠」と整理することが適切であるように思われる。また、例えば他人であるデザイナーの創作した意匠について、(公知になる前に)その意匠登録を受ける権利や意匠権を取得し、それを活用して一連の意匠グループを展開していくことも考えられることからすれば、権利譲渡等で他人の権利を取得した場合でも、「自己の意匠」該当性を肯定してよいように思われる。以上の考慮に加え

³⁶ 野村慎一「デザインの保護に関する裁判例の分析と意匠法の改正について(中)」知財ぷりずむ17巻202号(2019)69頁参照。

³⁷ この問題は、条文上、「自己の」という文言に係る対象が、権利の対象ではなく、引例となる公知意匠である点で、難解な事態を招来している。

て、本改正の趣旨にも鑑みると、「自己の意匠」についての文言解釈として、原則、自己が意匠登録を受ける権利を有する意匠か、意匠権を有する意匠とするのが、一つの考え方となろうか³⁸。もっとも、例えば、他人の意匠権に係る意匠が公知になった後に、その意匠権を譲り受ければ、公知となった「自己の意匠」として、後願関連意匠の審査において引例から除外され得る、というような解釈まで採用してよいかは、本改正の趣旨から想定される例外の範囲からはかなり遠いものになると思われることや、10年間という長期の出願期間があり、その間公知となった意匠に係る権利の移転によって関連意匠に係る意匠権の成否が変動し得るとすると、相当程度不安定な状態を招来することからしても、疑問が残るように思われる。これは関連意匠に係る意匠登録出願人の「自己の意匠」の判断基準時をどのようにするかの問題とも関連しよう³⁹。

② 複数人が関与する場合

上記の原則に対して、関連意匠に係る意匠登録出願人が複数人である場合や、公知意匠に係る権利者が関連意匠に係る意匠登録出願人を含む複数人である場合などに、特別な考慮の要否を検討する必要がある。以下意匠審査基準ワーキンググループで議論された二つの場合につき検討する。

³⁸ 前掲注20)「改訂意匠審査基準『関連意匠』関連部分(案)」3.7.1 参照。もっとも、結果として意匠登録を受けられず、意匠登録を受ける権利が生じていないと考えられる意匠であっても、例えば、その意匠が5条2号に該当しつつ、その意匠に類似する後願関連意匠にはその問題がない場合等、理由によっては後願関連意匠に対する引例からの除外を認めるべき場合もあると考えられることから、「自己の意匠」と扱うべき場合があるように思われる。意匠登録を受ける権利の消滅乃至不存在については、特許法における特許を受ける権利に関するものであるが、中山信弘＝小泉直樹編『新注解特許法 第2版上巻』（青林書院、2017）505-507頁〔吉田和彦＝飯田圭〕参照。

³⁹ この点、前掲注20)「改訂意匠審査基準『関連意匠』関連部分(案)」3.7.4(1)では、公知時を基準に、関連意匠に係る意匠登録出願人の「自己の意匠」と言えるかを判断することが提案されている。これによれば、本文のような状況においては、公知となった意匠は関連意匠に係る意匠登録出願人の「自己の意匠」とは認められないという処理となろう。

まず、関連意匠に係る意匠登録出願人が複数人である場合（意匠登録を受ける権利を共有している場合）であって、そのうちの一部の者が先行して本意匠に類似する意匠を創作し公知にしていた場合、当該複数人の「自己の意匠」に当たると解してよいように思われる。対外的には、出願人が変わらない場合と状況を変える必要はなく、対内的にも、当該一部の者が仮に後続の関連意匠登録出願を望まないのであれば、当該一部の者が関連意匠に係る意匠登録出願を拒否すればよいのであって（15条1項の準用する特許法38条）、上記新規性喪失の例外の適用を強制的に妨げる必要はないと考えられるためである。

一方、関連意匠に係る意匠登録出願人を含む複数人が、当該関連意匠に係る意匠登録出願に先行して、本意匠に類似する意匠を創作し公知にした場合、仮に当該意匠登録出願人の「自己の意匠」に当たると解してよいとする⁴⁰、当該意匠を公知にした複数人のうち、当該意匠登録出願人以外の者にとっては、当該公知意匠に類似する意匠であって、先行する本意匠と類似しない意匠であっても、後続の関連意匠に係る意匠権の権利範囲に含まれる可能性がある点で、対内的な問題を生じることとなる。事前の交渉や先使用权（29条）等で対応すれば足るとすることも考えられるが、ひとまず自分（当該意匠を公知にした複数人のうち、当該意匠登録出願人以外の者）が関わった意匠が公知になれば、その範囲で後続の関連意匠に係る意匠権による攻撃を受けることがない地位を担保することにも、合理性があるように思われる。

③「自己の意匠」が他人に模倣されて公知となった場合

本改正の趣旨からも明らかであるように、他人が独立して創作し公表した意匠等については、当然ながら10条2項等の適用はない。では、意匠登録出願人の「自己の意匠」に基づいた意匠を他人が公知にした場合、どのような処理をするべきであろうか。

上記の原則からすれば、公知になった意匠が「自己の意匠」に基づいて、他人によって何の創作も加えられていない意匠であれば、それも公

⁴⁰ 前掲注20)「改訂意匠審査基準『関連意匠』関連部分(案)」3.7.4(1)dはこの趣旨も含むのであろうか。

知になった「自己の意匠」に該当すると整理されることになる。実質的に見ても、例えば意匠公報や意匠の実施品が公表されるたびに、他人がそのコピーをインターネット上に掲載し続ければ、以降全ての後続の関連意匠に係る意匠登録出願が拒絶されるというのはナンセンスであろう。現有の新規性喪失の例外の規定において議論されるような、自己の行為に起因する第一の公知だけでなく、それに依拠した新聞報道等の第二以降の公知についても新規性喪失の例外と扱う運用⁴¹を想起する必要があるだろう。このことは、本人の創作した「自己の意匠」について、他人がその完全な模倣品を製造・販売して公知にしたような場合であっても、変わらないように思われる。

一方、他人が「自己の意匠」に依拠しつつ、それに類似する意匠を公知にした場合には、当該類似する意匠については、「自己の意匠」として新規性喪失の例外の適用を受けることはできないと思われる。なぜなら、条文の文言上「自己の意匠」に類似する意匠が書かれていないうえ、実質的にも、「自己の意匠」に類似するとはいえ、他人の創作が介入した結果異なる意匠となっていると考えられ、第三者に影響を与えないという前述の立法趣旨にも鑑みると、それをそのまま（特に後から当該他人の意匠に被せる形で、本意匠等の権利範囲外に当たり得る当該他人の意匠の類似範囲までも権利範囲に収めるような）関連意匠として権利化することを許すような解釈は行われるべきではないと思われるためである。

もっとも、原則論はともかく、実際の運用においては、意匠における同一と類似の違いや、後述の「自己の意匠」に他人の意匠が加えられて公知になった場合における運用等との関係も含め、区別の難しい局面も生じるように思われる⁴²。

⁴¹ 「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」（平成30年6月）34頁（<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>（2019/9/30閲覧））参照。

⁴² 理論的には、第三者によって介在する意匠について、第三者による模倣と独自創作、また自己の意匠と同一と類似という4つの組合せを設定することができるように思われ（さらに、実施（侵害）による公知と実施以外による公知を区別する余地もあるように思われるが、本文での言及のほか、少なくとも自己の本意匠の登録公報

④「自己の意匠」に他人の意匠が加えられて公知になった場合

例えば、本意匠でもある自動車に係る「自己の意匠」が存在し、それに基づいて他人がバンパーを追加したり、タイヤを交換したりして公知にした意匠が存在する場合、当該他人の自動車の意匠が全体として「自己の意匠」と類似する意匠であると整理すると、先ほど述べたように、当該他人の自動車の意匠について、新規性喪失の例外の適用を受けられないこととなる。

を除外する趣旨からすれば、後者を含む点は明らかであると思われる。とはいえ、後述の通り権利範囲に注目した場合、影響する可能性がある。)、本稿はこのうち、条文上の文言と、第三者への影響を限定するという立法趣旨とを重視して、第三者による模倣によって公知となった同一の意匠を対象とすることを示唆している。

もっとも、この点については、例えば出願人の本意匠に係る意匠権の侵害に当たるような他人の実施意匠が引例として用いられる事態が生じることとなり、「自己の意匠」に含めないのは不当という評価も可能であろう。つまり、侵害意匠による新規性喪失を認めるべきではないという方向に傾けると、模倣に限らず独自創作も対象とし、また同一に限らず類似の場合も含み得るということになろう。また、理論的にも、意匠の創作とは、同一のものだけではなく類似のものも創作しているという理解に立てば、ここでいう「自己の意匠」は出願等で問題となる点の意匠ではなく、一定の範囲を指すと理解して、文言上も許容され得る、という整理も可能であろう。

しかし、この点自体は理論的には現行制度においてもあり得る問題であるが、特に手当がされていない。そして、改正法の条文を前提に、仮に上記を理由に侵害の有無(権利の内容や範囲)に着目するとすれば、実施によらずに公知となった模倣意匠を引例から排除する理由が考えにくくなる上、本文で述べた権利侵害の生じない範囲を含む後出しでの権利化の是非が問われるほか、侵害意匠と一口に言っても、そもそも実施の有無や、「業として」要件の充足等に関する判断が必要となろうが、これらは特許庁による判断が難しい事項にも思われる。こちらの方法を採用する場合、少なくとも第三者の自由を確保する事後的手段との組合せによって認められるべきであるように思われる。

とはいえ、10年もの出願期間を認めながら、第三者による介在意匠を除外する基準について模倣・同一の範囲に限定するのは、関連意匠の出願にとってかなり大きなハードルとなろう。仮にブランドに資する意匠という観点を強調する場合、立法のオプションとして、新規性等の意匠法のシステムとの関係でどういう規範が適切だったのか、議論を生ずる余地もあるように思われる。

しかし、例えば本意匠の意匠権者が当該意匠に係る物品を販売し、ユーザーにおいてパーツの追加や交換があると、そのような意匠は全体として「自己の意匠」ではなくなり、それに類似する意匠やそれから創作容易である意匠は関連意匠として登録を受けられないものとされると、本改正の趣旨に悖ると考えることもできる。このような考え方が認められるとすれば、「自己の意匠」に他人の意匠が加えられて公知になった場合において、自己の創作に係る意匠のみが区別して認識される箇所があるのであれば、当該箇所を以って「自己の意匠」と解釈し、(当該箇所が本意匠に類似すると言える限り——この点は後述する)当該箇所について新規性喪失の例外の適用を肯定する、ということも考えられる⁴³。ここで問題となっているのは公知意匠である「自己の意匠」として何を設定するかであり、新規性や創作非容易性を検討するための引例に関しては、上記の趣旨に鑑み、出願人の申請に基づき、このような考慮が可能であるように思われる⁴⁴。ただし、公知意匠の中での区別可能性が必要となろう⁴⁵。ちなみにこの場合、当該公知になった意匠をなお引例として認定して用いる場合には、新規性喪失の例外が適用される箇所については、ありふれた形状等を仮想的に認定することになるのか。

一方、新規性喪失の例外の適用を受けるためには、「自己の意匠」に該当するとしても、それが本意匠と同一又は類似でなければならない。ここでいう本意匠は、10条1項にあるように、権利範囲の重複(ダブルパテント)を問題とする先後願(9条関係)に対応する概念であることから、本意匠については、先ほどの新規性喪失の例外の場面と異なり、一部を取り

⁴³ 前掲注20)「改訂意匠審査基準『関連意匠』関連部分(案)」3.7.6 参照。

⁴⁴ 完成品が公知である場合に、それに含まれる部品の意匠を出願すると、完成品に含まれる当該部品を引例として、新規性を欠くとして拒絶されると思われる。ここでは、公知の意匠の中から、対応する部品を引例として取り出すことを許容している。東京高判昭和59年10月9日判時1144号138頁[レコードプレーヤー用ターンテーブル]等、及び梅澤修「意匠法の問題圏第21回—意匠の表現と認定VI」DESIGN PROTECT 122号(2019)20頁参照。それを新規性喪失の例外の場面で、裏返しで適用しているようなイメージである。

⁴⁵ 前掲注44)東京高判昭和59年10月9日は、「全体の意匠の中で抽出されるべき意匠がそれ自体として具体的な態様を識別できるものである」ことを要求する。

出して類似性等を検討するといったことは想定されない。したがって、仮に「自己の意匠」を公知意匠の一部について把握できたとしても、それを本意匠と直接対比して、同一又は類似であると判断される必要がある。極端な例ではあるが、自動車のヘッドライトの箇所だけ「自己の意匠」と把握されたところで、本意匠である自動車に係る意匠とは非類似と整理されるであろうから、当該箇所につき新規性喪失の例外の適用を受けられない。もちろん、後続の関連意匠も、通常の物品の意匠の例で言えば、本意匠と同一又は類似の物品であるはずなので、当該箇所を引例とした3条1項3号による新規性欠如の拒絶理由は想定しにくい。先の例で言えば、他人の自動車全体を引例とした3条1項3号による新規性欠如の拒絶理由に加えて、当該ヘッドライトの箇所を引例とした3条2項による創作非容易性欠如の拒絶理由も想定され得るため、留意する必要があると思われる。

なお、同様の議論は、本意匠が部分意匠である場合における、当該部分を含む公知となった自己の意匠に関して、新規性喪失の例外が適用される範囲を検討する場合にも生じよう⁴⁶。

⑤「自己の意匠」の公知の時期

ところで、①では「自己の意匠」該当性の判断基準時を問題としたが、別途、「自己の意匠」を公知にした時期についても、検討を要する。例えば「自己の意匠」Aを公知とし、その後意匠Aに類似する意匠Bを4条2項の新規性喪失の例外を適用して登録を受けた後、8年後に意匠B（もちろん公報に掲載されたこれも「自己の意匠」に当たる）を本意匠とする関連意匠として意匠Aの意匠登録を認めてよいだろうか。

立法時の議論では、本意匠の出願後に、本意匠が公報発行や実施によって公知になる場面等が想定されていたことからすると、本意匠出願後の公知が想定されていたように思われるが、条文上はそのような制限がない。特に上記の例にあっては、4条の新規性喪失の例外に関する時期的制限を潜脱しているようにも思われるが、一方で、あくまで4条で求められる時期的制限を含む手続要件は意匠Bにおいて履行済みであり、そこから先は、登録を認められた意匠Bに連なる関連意匠の保護という法目的から、別途

⁴⁶ 前掲注20)「改訂意匠審査基準『関連意匠』関連部分(案)」3.7.5 参照。

正当化されるとも考えられる。理論的にはいずれも考え得るように思われ、まずは実態把握が必要となろうが、理論的観点からすると、特に4条との関係にあっては、そもそも意匠法において新規であること/公知であることにどういった意味を見出すべきかが問われよう。本改正による関連意匠制度拡充の背後にある思想が、既存の新規であること/公知であることを考えるうえで与える影響について、精査するべきであると考ええる。

5 小括

以上の通り、関連意匠に係る本改正の議論を概観し、現時点で想定される課題等について指摘してきた。関連意匠制度の役割が増加した分、相当に複雑な制度となっており、実際に運用していく中で、さらに様々な問題が生じるものと推察される。引き続き検討を進める必要があるものと考ええる。

※本研究はJSPS 科研費19H01437の助成を受けたものである。

※本稿執筆後、2019年11月20日開催の第18回意匠審査基準ワーキンググループを経て、12月11日に改訂意匠審査基準案がパブリックコメントに付された。本稿執筆時の内容と多少の差異がある（例えば、本文Ⅲ4(2)②で問題となった「関連意匠に係る意匠登録出願人を含む複数人が、当該関連意匠に係る意匠登録出願に先行して、本意匠に類似する意匠を創作し公知にした場合」については、その後修正が施された）。また、本稿執筆後、立案関係者の解説として、松本健男「令和元年特許法等改正の概要－意匠法の改正を中心に」コピーライト702号(2019)27頁、川上敏寛「令和元年特許法等改正法の概要(下)」NBL1156号(2019)47頁が公表されており、筆者も本改正全体の解説として「意匠法改正－画像デザイン・空間デザインの保護拡充ほか」高林龍＝三村量＝上野達弘編『年報知的財産法2019-2020』(日本評論社、2019)1頁を公表している。